目　次

［1～13　略］

（記載上の注意）

［1・2　略］

［1～13　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者） **第十二条の二**　法第五条の四第三号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （心身の故障のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行することができない者等） **第百十条の二十一の二**　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため信用協同組合電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 2　銀行法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により信用協同組合電子決済等代行業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［条を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第十一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 第一編　［略］ 第二編　保険会社、外国保険会社等及び少額短期保険業者 ［第一章～第十一章　略］ 第十二章　少額短期保険業者の特例 ［第一節～第五節　略］ 第六節　株主 第一款　少額短期保険主要株主（第二百十一条の七十一―第二百十一条の七十三の二） ［第二款・第三款　略］ ［第三編～第五編　略］ 附則	目次 第一編　［同上］ 第二編　［同上］ ［第一章～第十一章　同上］ 第十二章　［同上］ ［第一節～第五節　同上］ 第六節　［同上］ 第一款　少額短期保険主要株主（第二百十一条の七十一―第二百十一条の七十三） ［第二款・第三款　同上］ ［第三編～第五編　同上］ 附則